

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円		
期末現在の常時使用する従業員の数	2		適用可否	3
法人税額の特別控除額				
雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「4」)	4	円	第(14) ≥ 4 %	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「11」)	5		0の場合で、 場合	24
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		なえるぼしを	25
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0の場合は0)	7			
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「5」)	8		かつ、(19) ≥ 0.05 % の場合 0.05	28
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9		プラチナくるみん又はえるぼし3段階日 以上を取得している場合 0.05	29
調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		特定税額控除限度額 $(22) \times (0.1 + (27) + (28) - (29))$ (14) < 0.03の場合は0)	30
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11		第(7) ≥ 2.5 % の場合 0.15	31
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12		(18) ≥ 5 % 又は (15) = (17) > 0 の場合で、 かつ、(19) ≥ 0.05 % の場合 0.1	32
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		くるみん又はえるぼし2段階日以上を取得 している場合 0.05	33
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0の場合は0)	14		中小企業者等税額控除限度額 $(22) \times (0.15 + (31) + (32) + (33))$ (7) < 0.015の場合は0)	34
教育訓練費の額	15	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	35
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16		当期税額基準額	36
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			37
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0の場合は0)	18		当期税額控除額 (37) - (38)	38
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 $\frac{(15)}{(4)}$	19		差引当期税額基準額残額 (36) - (37)	39
控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額)	20	円	繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十四)付表一「25の計」)	40
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表一「12」)	21		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (40)と(41)のうち少ない金額 (4) ≤ (5) 又は (5) = 0の場合は0)	41
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20) - (21) (マイナスの場合は0)	22		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	42
			当期繰越税額控除額 (42) - (43)	43
			法人税額の特別控除額 (39) + (44)	44
				45

別表六(二十四) 令七・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十四)の4欄の金額と一致していますか。

【No.47】4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.45】16欄に金額の記載がある場合、前事業年度の別表六(二十四)の15欄の金額と一致していますか。